福崎町町有施設等への
ネーミングライツ導入ガイドライン

令和８年１１月

福 崎 町

1. 趣旨等

ネーミングライツ（命名権）は、町とネーミングライツ・パートナー（ネーミングライツを取得した民間事業者等。以下、「パートナー」という。）との契約により、町の所有する施設又は実施する事業等（以下、「対象施設等」という。）に企業名や商品ブランド名等を冠した愛称を付与させる権利（及びこれに付帯する諸権利）を与える代わりに、パートナーからその対価を得ることにより、町の新たな歳入を確保し、施設等の維持管理や運営に役立てるものです。

このガイドラインは、町有施設等にネーミングライツを導入するにあたり、対象施設等や募集・選定の方法等について、基本的な考え方を示すものです。

各施設等の所管課（以下、「施設所管課」という。）は、本ガイドラインにそって、ネーミングライツの導入を進めます。なお、このガイドラインによりがたい場合は、施設等の特性に応じ個別に検討することとします。

2. 対象施設等

スポーツ施設、文化施設、公園など、町の公共的な施設及びそれらの一部を対象とします。また、町が主催するイベント等の無形物を対象とすることも可能です。

ただし、役場庁舎、学校、幼児園のほか、施設等の性格上ネーミングライツの導入が適当でないと町が判断するものは対象外とします。

3. 愛称の条件

(1) 愛称の表記範囲

パートナーの企業名や商品ブランド名等を冠したもので、町民に親しみを持ってもらえるものとします。

ただし、福崎町ネーミングライツ事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第 8 条の規定に該当するものは使用できません。

(2) 正式名称との関係

ネーミングライツにより付与するものは施設等の愛称であり、町はイベント・行事等において、積極的に愛称を使用することとしますが、条例等における対象施設等の名称（正式名称）は変更しません。

(3) 利用者への配慮

混乱を避けるため、パートナーの企業名変更等やむを得ない事情がある場合を除き、契約期間内に愛称の変更はできません。

4. 応募資格

法人格を有し、パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた団体を対象とします。ただし、政治団体、宗教団体など、実施要綱（第 10 条第 2 項各号）の規定に該当するものは対象外とします。

5. 契約期間

原則 5 年間以上とし、施設等の状況に応じて設定します。

6. ネーミングライツへの対価

（1）対価の種類

金銭によることを基本とします。

（2）対価の最低価格

募集する対象施設毎に、利用者数、類似施設等の事例等を勘案し、最低価格を設定します。

7. 費用負担

愛称付与に伴う費用負担は次のとおりとします。

パートナー負担分は、ネーミングライツへの対価の他に別途負担いただきます。

区　分	町	パートナー
施設等への表示看板の変更・新設に係る諸費用 ※1		○
表示看板において「電飾看板」その他電気通信等を稼働させて使用する看板等を採用する場合における、専用電気メーターの別途設置工事費用および個別契約に基づく電気料金等の経常的維持管理費用		○
町（指定管理者を含む）が作成する、パンフレットや封筒などの「常設かつ長期的に使用される印刷物」の変更に伴う一切の費用（原則は変更しないものとし、パートナーが変更を希望する場合に限る）		○
町（指定管理者を含む）が作成するイベント・行事用印刷物の表示変更	○	
町ホームページ等の表示変更	○	
指定管理者ホームページの表示変更 ※2		○
契約期間終了までの原状回復 （テプラや簡易サイン等、契約期間中に追加変更したすべての箇所を含む）		○
提案に当たっての費用及び契約締結に係る費用		○

※1 新設の場合は、設置の可否を含めて協議します。なお、対象施設等の敷地外にある道路案内看板、道路標識等の表示変更は原則として対象外（変更なし）とします。

※2 ネーミングライツ導入に伴い、追加費用が発生する場合に限ります。

8. パートナー募集

（1）募集

原則公募により実施します。募集要項を作成し、町ホームページ等により広く公表します。

（2）募集期間

募集要項の公表から募集締切まで、原則1か月以上の期間を設定します。

9. 優先交渉権者の選定

（1）福崎町ネーミングライツ審査会による審査・選定

福崎町ネーミングライツ審査会（以下「審査会」という。）において、提案に対する採用の可否や優先交渉権者（※）について審査・選定を行います。

※優先交渉権者…応募者のうち、パートナーとして適格であり、かつ町にも有利な条件で協定を締結することができるものとして、他の応募者に優先して町が契約に係る協議を行うもの。

（2）選定基準

応募資格、趣旨、愛称案、対価、その他の提案内容等を総合的に判断し、優先交渉権者及び次点者を選定します。選定の結果については、企画財政課から選定結果通知（又は不採択通知）により、全ての応募者に対し通知します。また、応募者が 1 者の場合も、審査会においてパートナーとしての適格性を審査します。

10. 契約

（1）協議

町と優先交渉権者は、条件について協議を行います。

ただし、合意の可能性がない又は応募資格要件を欠くこととなったと町が判断した場合は、当該優先交渉権者との協議を打ち切り、次点者との協議を行うものとします。優先交渉権者との協議が整った場合は、施設所管課から速やかに次点者にその旨及び次点者との協議を行わないことを書面により通知します。

※原則として実務上のトラブル防止のため、看板のデザイン、サイズ、設置箇所の協議（電飾メーター設置、テプラ等原状回復箇所の整理を含む）は、すべて正式な契約締結前に完了し、町側の承認を得なければならないものとします。

（2）締結

協議により条件について合意に至れば、パートナーとして契約を締結します。

（3）更新

町は、次期更新の際にパートナーからの提案内容が前回と同条件であれば、1 回に限り、優先的に契約更新（再契約）を行うことができるものとします。（指定管理者制度導入施設を含む。）

パートナーは、契約更新の希望の有無について、契約終了の 10 か月前までに町に申し出るものとします。

（4）解除

パートナーに決定した後、応募資格要件を欠くこととなった場合や、社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれる恐れがある場合等、パートナーとすることが適当でないと認められるときは、町は契約を解除できるものとします。その場合における、原状回復に必要な費用はパートナーが負担することとします。

11. パートナーの公表、愛称の普及

パートナーを決定した際は、パートナー名、施設等の愛称、対価の内容（契約金額）等を公表します。

また、町ホームページや広報紙等で愛称を積極的に使用し普及に努めます。（当分の間は条例上の施設等名称（正式名称）を併記する等、利用者が混乱しないよう配慮するものとします。）

12. 指定管理者制度導入施設に係る留意点

対象施設が指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者制度の趣旨に鑑み、指定管理者の施設管理・運営の不利益とならないように、次の点に留意するものとします。

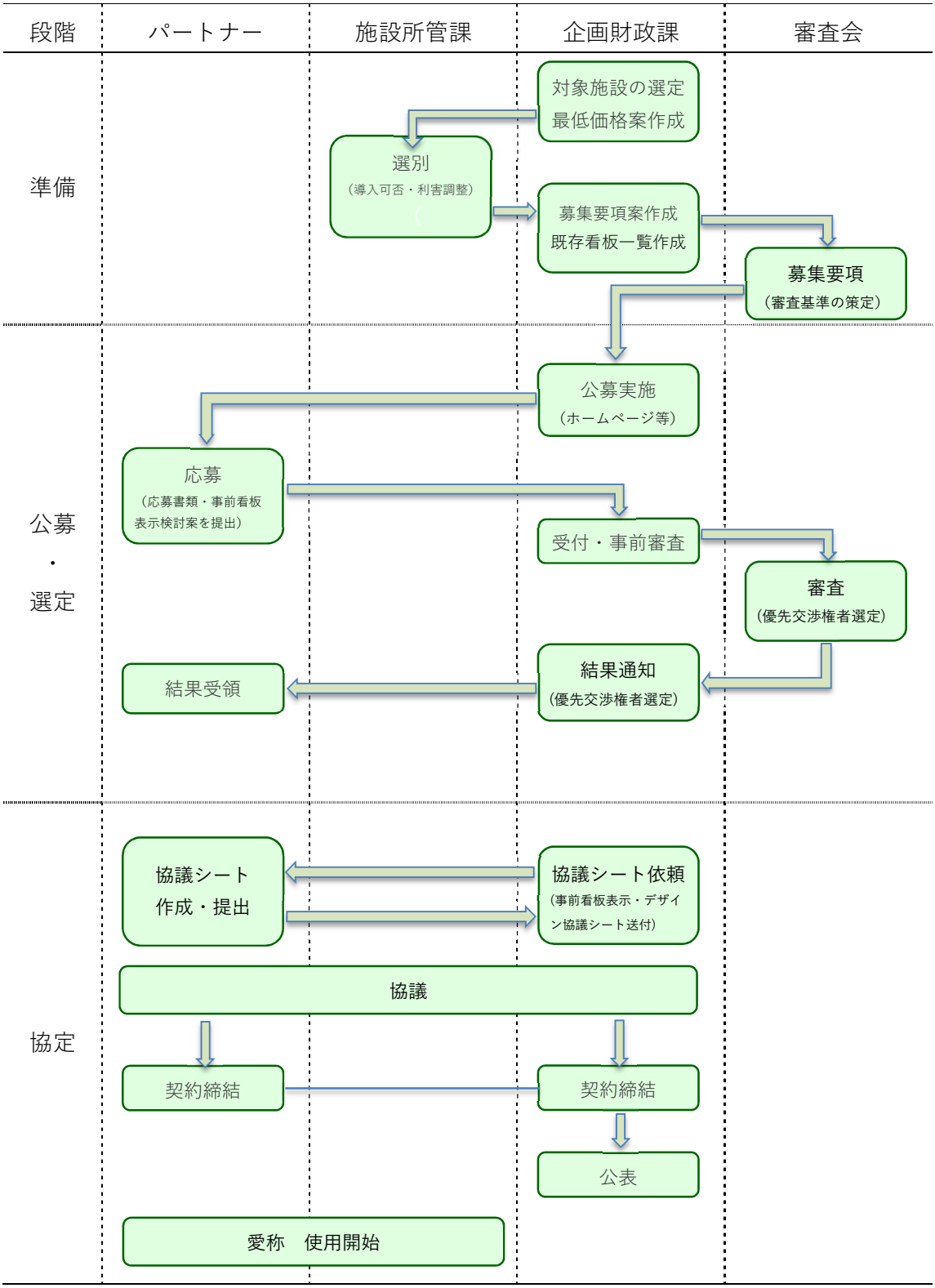
（1） 指定管理者がパートナーを兼ねる場合は、ネーミングライツへの対価に係る支出は、指定管理料の積算対象に含まないものとします。

（2） 指定管理者とパートナーが異なる場合は、パートナーメリット等の取扱いについて、町、指定管理者及びパートナーの間で十分な協議を行い、指定管理者との協定書等に必要な事項を盛り込むなど、疑義が生じないよう配慮し、ネーミングライツの効果が発揮されるよう、相互に協力するものとします。

13. 秘密保持

協定締結に至らなかった応募・提案については、選定の目的以外に使用することはありません。

実施フロー（参考）


段階
パートナー
施設所管課
企画財政課
審査会
準備
対象施設の選定
最低価格案作成
選別
（導入可否・利害調整）
募集要項案作成
既存看板一覧作成
募集要項
（審査基準の策定）
公募
・
選定
公募実施
（ホームページ等）
応募
（応募書類・事前看板表示検討案を提出）
受付・事前審査
審査
（優先交渉権者選定）
結果通知
（優先交渉権者選定）
結果受領
協定
協議シート
作成・提出
協議シート依頼
（事前看板表示・デザイン協議シート送付）
協議
契約締結
契約締結
公表
愛称　使用開始